

## 新宿区地域公共交通会議分科会等設置要領

制定令和5年6月20日

## (目的)

第1条 この要領は、新宿区地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項又は第2項の規定に基づき設置する新宿区地域公共交通会議分科会等（以下「分科会等」という。）に関し、同条第3項の規定により分科会等の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 分科会等は、新宿区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）から付託された事項についての専門的な検討及び協議、並びに道路運送法第9条第4項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）の協議を行う。

## (分科会等の組織)

第3条 分科会等の名称並びに検討及び協議事項は、次の表のとおりとする。

分科会等の名称	検討及び協議事項
新宿区地域公共交通会議 分科会 (以下「分科会」という。)	交通会議から付託された事項についての専門的な検討及び協議
新宿区地域公共交通会議 協議運賃分科会 (以下「協議運賃分科会」という。)	協議運賃の協議

2 分科会の委員は、要綱第3条第1号から第9号までに掲げる者の中のうち交通会議の会長が指名する者、及びその他の交通会議の会長が必要と認める者とする。

3 協議運賃分科会の委員は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき、次に掲げる者とする。

- (1) 新宿区みどり土木部長
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する職員
- (4) 新宿区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

## (委員の任期)

第4条 分科会等の委員の任期は、要綱第4条に規定する交通会議の委員の任期と同じとする。

## (分科会等の運営)

第5条 分科会等に分科会長を置き、交通会議の会長とする。ただし、協議運賃分科会の分科会長は、第3条第3項第1号に掲げる者とする。

2 分科会長は、分科会等を代表し、会務を総括する。

3 分科会長は、委員の中から副分科会長を指名することができる。

4 副分科会長は、分科会長を補佐する。

5 分科会長に事故があった場合、副分科会長又はあらかじめ分科会長が指名する委員が、分科会長の職務を代理する。

6 分科会等は原則として公開とする。ただし、分科会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

7 分科会等は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

8 委員は、会議への出席を、必要に応じて代理者を出席させることとし、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

9 分科会等の議決の方法は、全会一致を原則とする。ただし、議論を尽くしても全会一致に至らないときは、分科会長の提示する議決方法による。

10 分科会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して分科会等への出席を求める、意見又は説明を聞くことができる。

11 分科会長は、分科会等の議案が緊急を要するもの、その他分科会長が軽微な事項であると判断したもの、又は委員の招集が困難である場合にあっては、開催に代えて書面により意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

## (協議結果の取扱い)

第6条 分科会長は、分科会等の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

2 分科会等において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

## (その他)

第7条 分科会等の庶務は、要綱第8条第1項に規定する担当課とする。

第8条 この要領に定めるもののほか、分科会等の運営に関する必要な事項は、分科会長が分科会等に諮り定める。

## 附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和6年9月3日から施行する。